

長野県〇〇市受援計画 ＜ひな形（案）＞

平成〇〇年〇月
〇 〇 市

- ▶ 本ひな形を活用することで、長野県広域受援計画、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）と整合の図れた受援計画を作成することができる。
- ▶ 〇〇市、市町村と記載されているところは、貴自治体名を記載する。
- ▶ 本市と記載のあるところは、貴自治体に応じて本町、本村に変更する。

目次

第1章 総則	1
1. 1 背景・目的等	1
1. 2 〇〇市 受援計画の位置づけ	1
(1) 〇〇市 受援計画と各種防災計画の関係	1
(2) 〇〇市 受援計画の構成	2
1. 3 適用基準	3
(1) 対象とする災害の規模	3
(2) 〇〇市 受援計画の適用基準	3
1. 4 受援の範囲及び受援体制	3
(1) 市町村受援計画が対象とする受援の範囲	3
(2) 県及び 〇〇市 の受援体制	4
第2章 広域防災拠点計画	6
2. 1 広域防災拠点計画の基本方針	6
(1) 防災拠点の意義	6
(2) 防災拠点項目	7
第3章 機能別活動計画	9
3. 1 機能別活動計画の基本方針	9
(1) 受援業務項目	9
(2) 受援対象業務全体の流れ	10
3. 2 機能別活動の行動計画及び業務カルテ	12
(1) 救助・消防・救命活動	12
(2) 航空医療搬送	15
(3) 緊急輸送ルート確保	15
(4) 行政職員支援	15
(5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	15
(6) 避難所運営支援	15
(7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	15
(8) ボランティア・NPO等の活動調整	15
(9) 遺体の対応	15
(10) 災害廃棄物等の処理	15
(11) その他技術・専門職員支援	15
(12) 物資の確保	15
(13) 物資流通	15
(14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	15
(15) 要配慮者対応支援	15
(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給	15
巻末資料 様式集	16
参考資料	16

第1章 総則

1. 1 背景・目的等

- ○○市（又は○○町、○○村。以下同様。）は、大規模災害時において、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、市町村に課された重要業務と、被災者支援等の災害時業務を並行して遂行する必要があると、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。
- また、住民の避難生活が長期化した場合には、国、県や全国知事会、業界団体等から供給される支援物資を受け入れ、適切に避難者に配布する必要がある。
- 平成 23 年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートの混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。また、平成 28 年熊本地震では、支援物資の受入れと被災者への供給や、応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。
- 長野県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（平成 31 年 3 月）を策定した。
- ○○市受援計画は、長野県広域受援計画と整合し、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

1. 2 ○○市受援計画の位置づけ

(1) ○○市受援計画と各種防災計画の関係

- 現在、本市においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員の応急対策活動マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。

▶ 黄色ハッチの箇所に、既往の業務継続計画や応急マニュアル等の関連計画の名称を挿入する。

- ○○市受援計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、○○市業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定した。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした（図 1-1）。

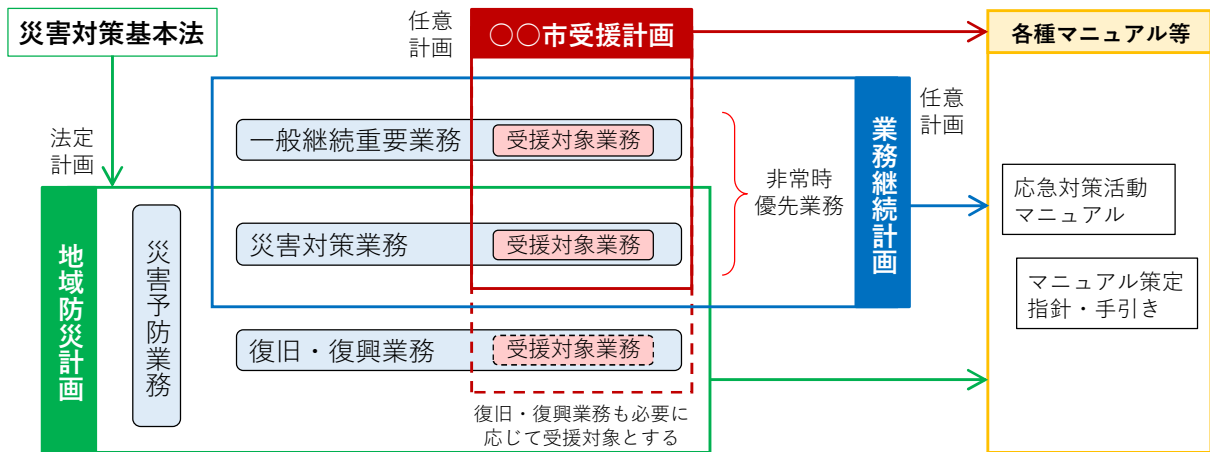


図 1-1 〇〇市受援計画と防災関連計画の関係

(2) 〇〇市受援計画の構成

- 市町村受援計画は、本計画の背景・目的や位置づけ、適用基準等を示した「第1章 総則」と、受援対象業務ごとの実施内容や体制を示した「第2章 機能別活動計画」から構成されるものとする。
- 機能別活動計画では、〇〇市の人的・物的リソースを大幅に超過し、長野県及び県外からの支援や、県市町村災害時相互応援協定による支援が必要な業務を機能別に整理し、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行う。

1. 3 適用基準

(1) 対象とする災害の規模

- ○○市受援計画においては、管外からの支援を受けるような状況を想定することから、原則として○○市のみでは対応が困難な規模の災害を対象とする。

▶ ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、市町村受援計画の部分的な適用を可能とする。

(2) ○○市受援計画の適用基準

- ○○市は、以下の場合に、○○市受援計画に基づき行動を開始する。
 - ・ 長野県庁において、長野県地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき
 - ・ ○○市地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき

▶ 地域防災計画における体制を踏まえて、受援計画の適用基準を定める。

1. 4 受援の範囲及び受援体制

(1) 市町村受援計画が対象とする受援の範囲

- 市町村受援計画が対象とする「受援」の範囲は、長野県広域受援計画に定められた下記の支援の受入れのうち、①～③を対象とする（図1-2）。
- 被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

- ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 【本計画の対象外】 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

▶ 図1-2の①～③に該当する、市町村が最終的に受援する業務について整理する。

▶ ④は県への応援であるため、市町村受援計画においては整理する必要はない。

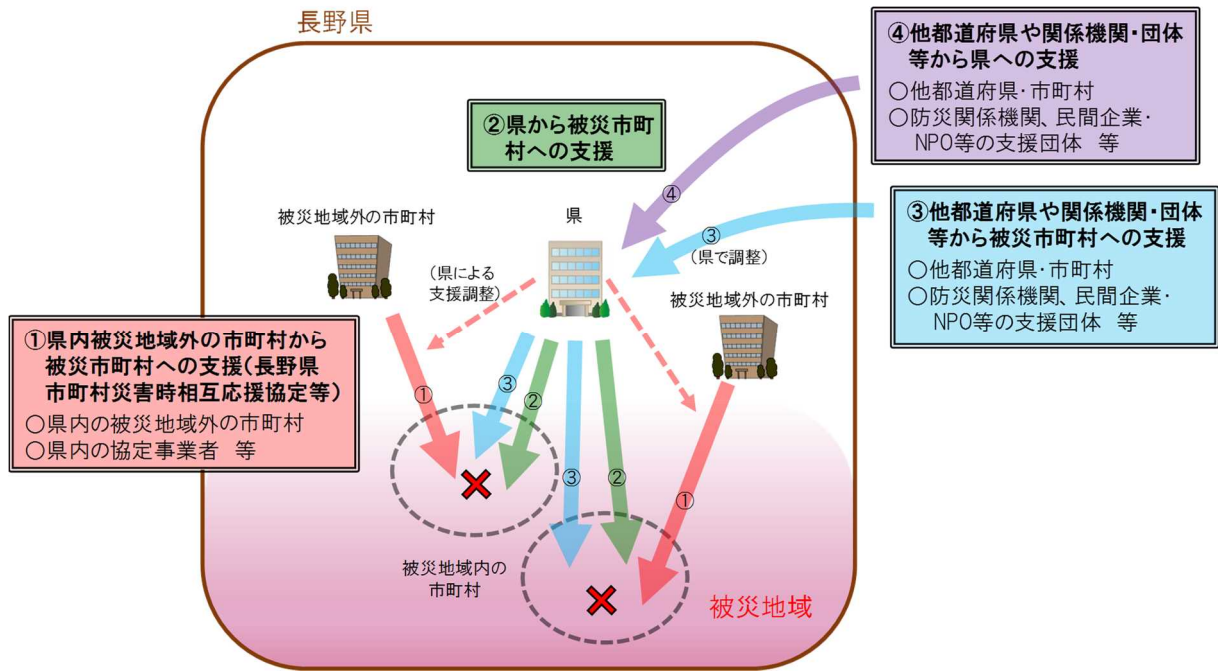


図 1-2 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

(2) 県及び〇〇市の受援体制

- 県は、市町村や関係機関等に対する一元的な受援窓口として、長野県広域受援計画（平成 31 年 3 月）において位置づけられた「応援・受援本部」を災害対策本部室に設置する。
- 市町村は、受援に関する庁内外の総合調整を行う「応援・受援班」を災害対策本部に設置する。
- 応援・受援班の組織体制及び分掌は、以下のとおりとする。

【応援・受援班の組織体制及び分掌】

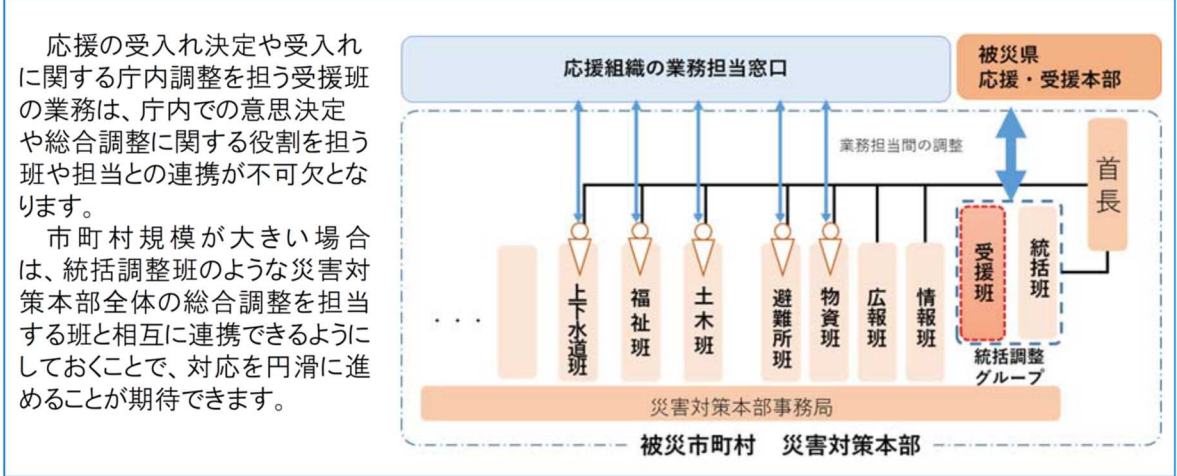
役職	担当	分掌
班長	〇〇課長	・ 応援・受援に係る総合調整に関すること ・ 応援・受援に係る調整会議を開催すること
副班長	〇〇係長	(※必要に応じて設置) ・ 応援・受援班長を補佐すること
広域防災拠点担当	拠点施設の管理者	(※管内に広域防災拠点が開設された場合に設置) ・ 広域防災拠点(施設名)の利用調整に関すること
人的受援担当	〇〇課	・ 応援職員等の派遣及び受入れに関すること
物資受援担当	〇〇課	・ 支援物資の提供及び受入れに関すること

▶ 内閣府ガイドラインを参考に、応援・受援班を位置づけ、人的受援担当、物的受援担当、広域防災拠点担当を設置する。

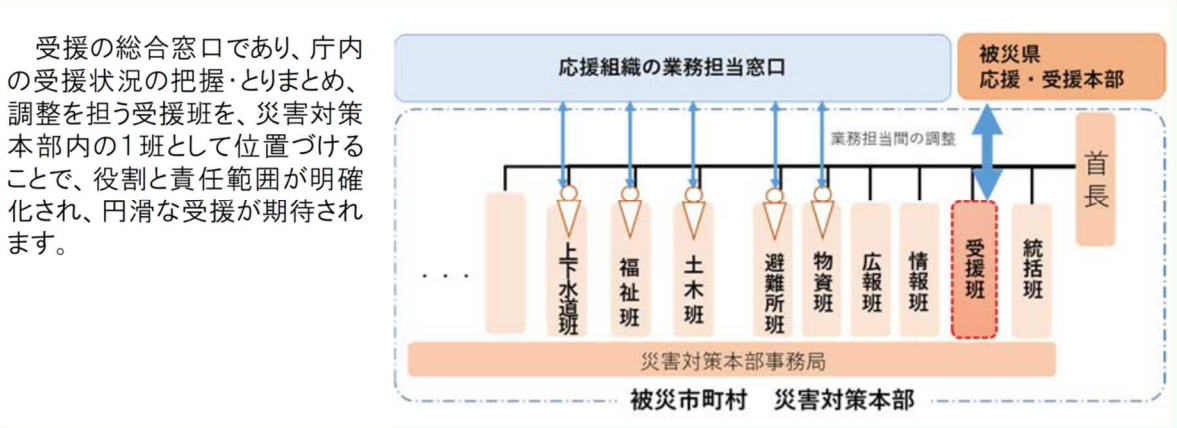
- ▶ 管内に県広域防災拠点施設がない場合は、広域防災拠点担当を設置する必要はない。
- ▶ 各担当の人員規模は、市町村において定めるものとし、兼任を妨げない。

▶ (参考) 内閣府ガイドラインにおける受援組織 (案)

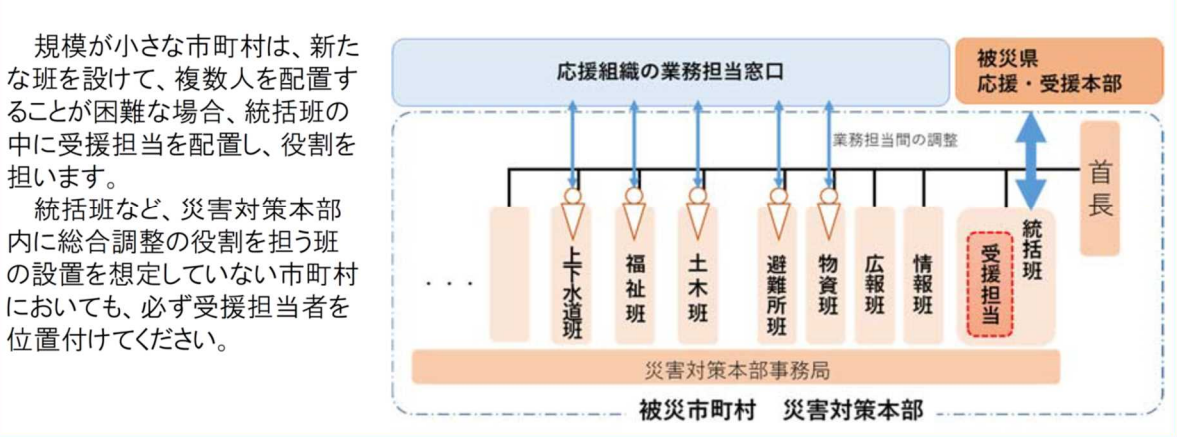
案1. 統括班とともに統括調整グループへの位置付け



案2. 災害対策本部の1班として位置付け



案3. 受援担当を統括班内に位置付け



第2章 広域防災拠点計画

2.1 広域防災拠点計画の基本方針

(1) 防災拠点の意義

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(内閣府、平成29年6月)(以下、「南海トラフ地震具体計画」とする。)による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を表2-1に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表2-1 長野県における防災拠点の定義

拠点	定義※	備考
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 (上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている) 	
進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの 	長野県において下線部を加筆
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの 電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点 	長野県において下線部を加筆
航空搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU¹が設置可能なもの (県内の航空搬送拠点) 県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 (県外の航空搬送拠点) 長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点 	長野県において下線部を加筆・変更
広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの 	
地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点 	
被災地域内進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点(振興局の庁舎等を想定) 	長野県において定義

¹ SCU(航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit): 航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

(2) 防災拠点項目

長野県広域受援計画で定める広域防災拠点、〇〇市地域防災計画で定める地域防災計画のうち、本計画で取り扱う防災拠点一覧を表2-2、防災拠点位置図を図2-1に示す。

表2-2 本市の防災拠点一覧

拠点種別		名称	住所	施設管理者	連絡先
自治体	地域内輸送拠点	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	XXX-XXXX-XXXX
	救助活動拠点【市町村】				
	被災地域内進出拠点				
県(管内に立地する場合)	広域物資輸送拠点				
	救助活動拠点【県】				
	進出拠点				
	航空搬送拠点				

➤ 貴自治体地域防災計画に整理されている防災拠点、長野県広域受援計画に整理されている広域防災拠点のうち、管内に立地している広域防災拠点について、名称、住所、連絡先等を一覧で整理する。

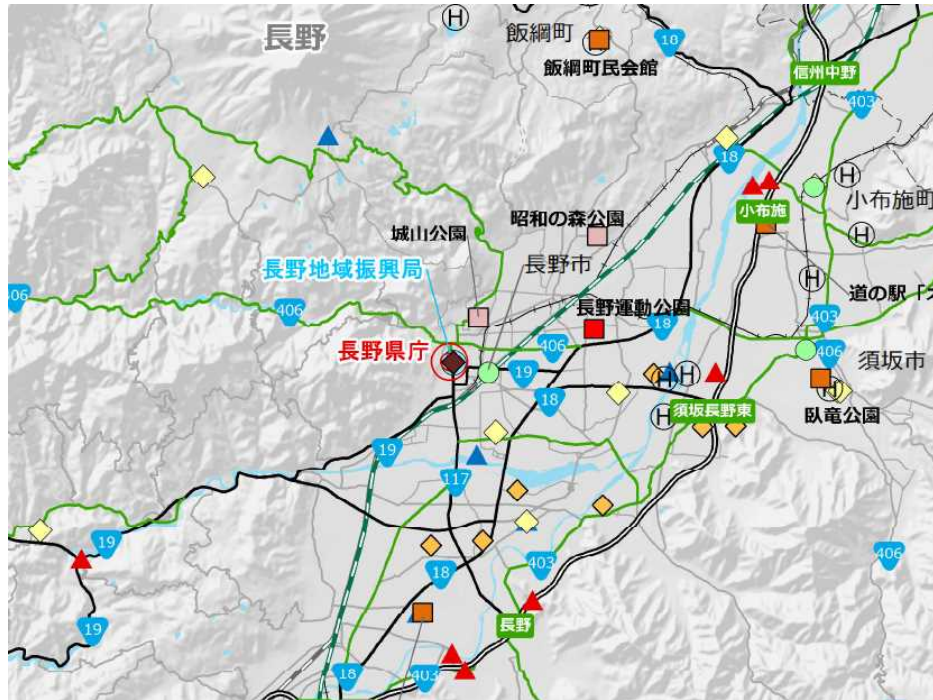


図 2-1 防災拠点位置図

- ▶ 貴自治体が保有している地図を背景に、管内の防災拠点、広域防災拠点について整理する。
- ▶ インターや緊急輸送路について整理すると、発災時にも活用することができる。

第3章 機能別活動計画

3. 1 機能別活動計画の基本方針

(1) 受援業務項目

長野県広域受援計画で定める受援対象業務のうち、本計画で扱う業務を表3-1に示す。

▶ 過去の災害事例で受援事例が多くある以下の業務を優先的に選定し、機能別計画を策定する。策定した機能別活動計画は訓練等を通じて見直す。

- (4)行政職員支援
- (5)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援
- (6)避難所運営支援
- (7)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援
- (10)災害廃棄物等の処理
- (11)その他技術・専門職員支援
- (12)物資の確保
- (13)物資流通
- (15)要配慮者対応支援

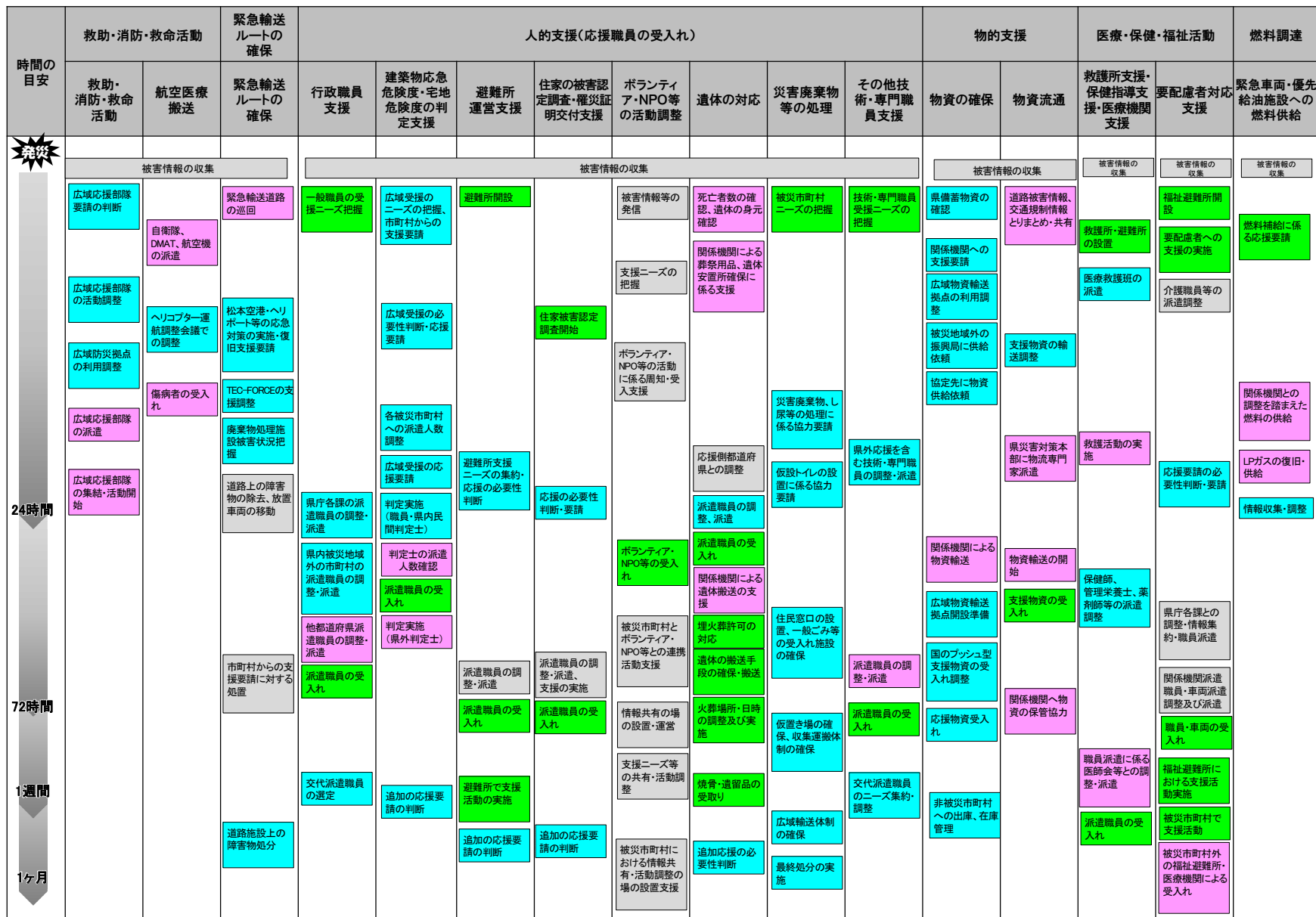
▶ 選定した業務については、表3-1に○をつけて、整理する。

表3-1 本計画で扱う受援対象業務

長野県広域受援計画で定める受援対象業務		本計画で扱う業務
1. 救助・消防・救命活動	(1)救助・消防・救命活動	○
	(2)航空医療搬送	○
2. 緊急輸送ルートの確保	(3)緊急輸送ルートの確保	○
3. 人的支援(応援職員の受入れ)	(4)行政職員支援	○
	(5)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	○
	(6)避難所運営支援	○
	(7)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	○
	(8)ボランティア・NPO等の活動調整	○
	(9)遺体の対応	○
	(10)災害廃棄物等の処理	○
4. 物的支援	(11)その他技術・専門職員支援	○
	(12)物資の確保	○
5. 医療・保健・福祉活動	(13)物資流通	○
	(14)救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	○
6. 燃料調達	(15)要配慮者対応支援	○
	(16)緊急車両・優先給油施設への燃料供給	○

(2) 受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図 3-1 に整理する。



※業務開始時期の順序の目安を示している。

図 3-1 全受援対象業務の流れ

3. 2 機能別活動の行動計画及び業務カルテ

(1) 救助・消防・救命活動

1) 目標

- **市町村**は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT²、TEC-FORCE 等の関係機関による応援を円滑に受け入れ、被災地域における救助・消防・救命活動を支援する。

2) 基本方針

- **市町村**は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに知事に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	自衛隊		・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
	警察庁		・警察災害派遣隊の派遣
	DMAT		・医療救護活動
	消防庁		・緊急消防援助隊の派遣
	国土交通省各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な道路の啓開・啓開支援
	長野県警察本部		・警察災害派遣隊の援助の要求
長野県	災害対策本部	活動調整担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること
		災害医療本部	・DMAT の活動調整
		広域応援・救助担当	・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整
	各地方部		・被災市町村の情報収集に関する事
〇〇市	総務部	本部班	・自衛隊の派遣に関する事 ・県及び他市町村に対する応援要請に関する事
	消防部	警防班	・緊急消防援助隊、長野県消防相互応援隊等の応援要請に係る連絡調整に関する事

- 関係機関、長野県の分掌については、長野県広域受援計画を参照して整理する。
- 貴自治体の分掌は、長野県広域受援計画、貴自治体地域防災計画等を踏まえて整理する。

² DMAT (Disaster Medical Assistance Team) : 大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

■連絡先リスト

分類	機関名	電話番号（内線）	ファクシミリ
庁内	〇〇課	XXX-XXXX-XXXX (XXXX)	XXX-XXXX-XXXX
	〇〇課	XXX-XXXX-XXXX (XXXX)	XXX-XXXX-XXXX
〇〇地方部	〇〇〇〇〇	XXX-XXXX-XXXX	XXX-XXXX-XXXX
	〇〇〇〇〇	XXX-XXXX-XXXX	XXX-XXXX-XXXX
長野県庁	災害対策本部	XXX-XXXX-XXXX	XXX-XXXX-XXXX
	〇〇〇〇〇	XXX-XXXX-XXXX	XXX-XXXX-XXXX
関係機関	〇〇〇〇〇	XXX-XXXX-XXXX	XXX-XXXX-XXXX

➤ 長野県広域受援計画を参考に、庁内や関係機関の連絡先を整理する。

■役割分担

01

機能 (1) 救助・消防・救命活動						
担当	班名		担当者		連絡先	
	ア	総務部 本部班	総務部 危機管理課 係長〇〇〇〇〇			
	イ	消防部 警防班	消防部 警防課 係長〇〇〇〇〇			
実施内容	役割分担		項目			
	災対本部班	応援職員				
	ア		<input type="checkbox"/>	①被害情報の収集		
	ア	○	<input type="checkbox"/>	②緊急消防援助隊の応援要請		
	イ		<input type="checkbox"/>	③専門部隊の受入		
イ		<input type="checkbox"/>	④広域応援部隊の集結			
関連計画・マニュアル等	<input type="checkbox"/> 長野県消防相互応援協定書 <input type="checkbox"/> 長野県消防相互応援協定実施細則 <input type="checkbox"/> JMAT 要綱 <input type="checkbox"/> 災害支援ナース派遣要領 <input type="checkbox"/> 大規模災害時におけるドクターヘリ運用体制構築に係る指針 <input type="checkbox"/> 日本 DMAT 活動要領 <input type="checkbox"/> 日本赤十字社防災業務計画 <input type="checkbox"/> 災害時相互協力に関する申合せ <input type="checkbox"/> 災害発生時における自治体支援 <input type="checkbox"/> リエゾン派遣の流れ <input type="checkbox"/> TEC-FORCE 活動標準マニュアル <input type="checkbox"/> 大規模な土砂災害発生時の支援に関する申し合わせ <input type="checkbox"/> 災害時の相互協力に関する申し合わせ <input type="checkbox"/> 災害時の相互協力に関する申し合わせにおける運用					

- 各機能の受援窓口となる班、担当者を「担当」の行に整理する。
- 「実施内容」の「項目」は、発災時のチェックリストとなるよう貴自治体の初動マニュアル等を参考に整理する。
- 「実施内容」の「役割分担」は、災害対策本部（貴自治体職員）が対応する項目、応援職員に依頼したい項目について、星取りで整理する。
- 応援職員が入る時機は、長野県広域受援計画 行動計画を参照する。

(※以下、(1)と同様に作成)

- (2) 航空医療搬送
- (3) 緊急輸送ルートの確保
- (4) 行政職員支援
- (5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援
- (6) 避難所運営支援
- (7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援
- (8) ボランティア・NPO等の活動調整
- (9) 遺体の対応
- (10) 災害廃棄物等の処理
- (11) その他技術・専門職員支援
- (12) 物資の確保
- (13) 物資流通
- (14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援
- (15) 要配慮者対応支援
- (16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

巻末資料 様式集

- ・ 人的応援・受援管理様式
- ・ 物的応援・受援管理様式

参考資料

- 地域防災計画等で整理されている資料のうち、受援計画にも必要となる資料を必要に応じて参考資料として挿入する。参考資料となる資料案を以下に示す。
 - ・ 避難所一覧（応援物資の送り先）
 - ・ 管内のヘリポート一覧（名称、住所、座標、連絡先）
 - ・ 管内の関係機関連絡先一覧